

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年1月17日
【会社名】	日医工株式会社
【英訳名】	Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田村 友一
【本店の所在の場所】	富山県富山市総曲輪一丁目6番21
【電話番号】	076(432)2121(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員管理本部長 稲坂 登
【最寄りの連絡場所】	富山県富山市総曲輪一丁目6番21
【電話番号】	076(432)2121(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員管理本部長 稲坂 登
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	株主割当 0円 (注) 会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額の総額は0円となる。 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 12,837,003,984円 (注) 上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成25年11月27日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除く。)を基準として算出した見込額である。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。但し、新株予約権の行使に際して、新株予約権の保有者は新株予約権の行使に際して払い込むべき金額に引受人への手数料を加えた行使代金を支払うこととなるため、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額と、行使代金の合計額とは異なる。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年11月27日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成26年1月17日付で臨時報告書を提出したことに伴い、当該臨時報告書を参考書類に追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものである。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示している。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第49期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

平成25年6月21日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

四半期報告書

事業年度 第50期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）

平成25年8月12日関東財務局長に提出

事業年度 第50期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）

平成25年11月14日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年11月27日）までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月26日に、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年9月9日に、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成25年11月27日に、それぞれ関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書（上記3の平成25年9月9日付臨時報告書の訂正報告書）を平成25年9月30日に関東財務局長に提出）

（訂正後）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第49期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
平成25年6月21日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

四半期報告書

事業年度 第50期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）
平成25年8月12日関東財務局長に提出

事業年度 第50期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）
平成25年11月14日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成26年1月17日）までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月26日に、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年9月9日に、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成25年11月27日に、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成26年1月17日に、それぞれ関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書（上記3の平成25年9月9日付臨時報告書の訂正報告書）を平成25年9月30日に関東財務局長に提出）